

# 個別避難計画書作成の手引き

(君津市避難行動要支援者避難支援計画)



君津市  
令和4年6月

## 目次

第1章	はじめに	P1
1	避難行動要支援者への避難支援について	
2	避難行動要支援者の制度の概要	
第2章	個別避難計画書作成の手順	P4
1	個別避難計画書作成前の打ち合わせ	
2	個別避難計画書の作成	
3	個別避難計画書の管理等	
第3章	災害発生時等の対応	P7
1	災害発生時等の支援	
2	避難生活時の支援	
第4章	地域で助け合う避難支援体制とするために	P8
第5章	災害の基礎情報	P9
1	気象・避難に関する情報	
2	災害情報・避難情報の周知方法	
3	非常時の連絡先・連絡方法の確認	
4	日頃の備えについて	
その他		P12
1	個別避難計画書（記載例）	
2	避難支援等関係者連絡票（市提出分）	
3	避難支援等関係者名簿（各団体利用分）	
《参考資料》		P18
①	よくある Q&A	
②	【避難行動要支援者情報提供に関する同意確認書（参考様式①）】	
③	【避難行動要支援者名簿登録申出書（参考様式②）】	
④	【同意者名簿（参考様式③）】	
⑤	【指定避難所一覧】	

# 第1章 はじめに

## 1 避難行動要支援者への避難支援について

私たちは、平成23年3月11日の東日本大震災や令和元年の房総半島台風などを経験し、いつ起こるか分からない大災害に備え、「自助」「共助」「公助」を意識し、国や県、市、地域で連携し、体制を整備しなければなりません。

特に、高齢者や障害者などのうち、一人では避難することが困難な避難行動要支援者に対して、隣近所の方が声掛けや避難誘導などの支援を行うこと等、避難支援の仕組みづくりが大切です。

そのため、地域に情報提供することに同意された避難行動要支援者について、地域で個別避難計画を作成し、立地状況や建物構造、ハザードマップ、家族支援などを考慮し、避難が必要な方は適時適切に避難できるように決めておくことが必要です。

また、避難生活をする場合にあっては、避難行動要支援者の特性に応じた十分な配慮が必要となりますので、関係者が事前に情報共有しておくことが大切です。

「個別避難計画書作成の手引き」は、避難行動要支援者及びその家族、地域支援者、避難支援等関係者が、避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するための手引きとして活用していただくことを目的としています。

避難行動要支援者の状況や地域の事情など、様々な状況に合わせて取り組んでいくことが大切ですので、この手引きを参考に地域の関係者で協議しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちづくりに向けた取り組みとなるようご協力をお願いいたします。

## 2 避難行動要支援者の制度の概要

### (1) 用語の定義

#### ① 避難行動要支援者

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）とは、高齢者や障害者など配慮を要する者のうち、災害発生時等に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な者をいいます。

※福祉施設及び介護施設、医療機関などの施設入所者は対象外。

#### ② 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、地域の避難支援体制の構築に携わる関係者で、法に基づいて要支援者の情報が市から提供される次の者をいいます。

- ・自治会又は自主防災組織
- ・民生委員・児童委員

- ・消防団
- ・警察署
- ・君津市社会福祉協議会
- ・君津市介護支援専門員協議会

③ 地域支援者

災害発生時等に要支援者に対して、実際に避難支援を行う近隣者や知人などをい  
います。

(2) 要支援者の要件

- ① 介護認定の要介護3～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持している方で肢体不自由、運動障害、呼吸器障害、  
視覚・聴覚の障害のある者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④ 療育手帳A以上の所持者
- ⑤ その他特に支援が必要な者（寝たきり状態、著しい認知症状等）

(3) 要支援者の同意確認

- ① 毎年2月1日現在の介護及び障害のデータを基に要支援者を特定します。
- ② 新たに要支援者に特定された方に対し、地域へ情報提供することの同意の有無を  
確認します。

(4) 要支援者の名簿作成と提供

- ① 要支援者の全員が搭載された「避難行動要支援者名簿」を作成し、市の関係課に  
提供します。
- ② 地域へ情報提供することに同意した方が搭載された「同意者名簿」を作成し、次  
の避難支援等関係者に提供します。
  - ・自治会又は自主防災組織
  - ・民生委員・児童委員
  - ・消防団
  - ・警察署
  - ・君津市社会福祉協議会

(5) 個別避難計画書の作成

- ① 災害時に備えて、同意者名簿に登載された方の個別避難計画書を作成します。
- ② 要支援者や避難支援等関係者、地域支援者で協議しながら作成します。
- ③ 危険区域に居住する方を優先的に作成します。

(6) 個別避難計画書の管理等

- ① 個別避難計画書は、要支援者、地域支援者及び市が保有し管理します。

- ② 個別避難計画書の内容について、定期的（地域の防災訓練時等）に確認し必要に応じて修正します。

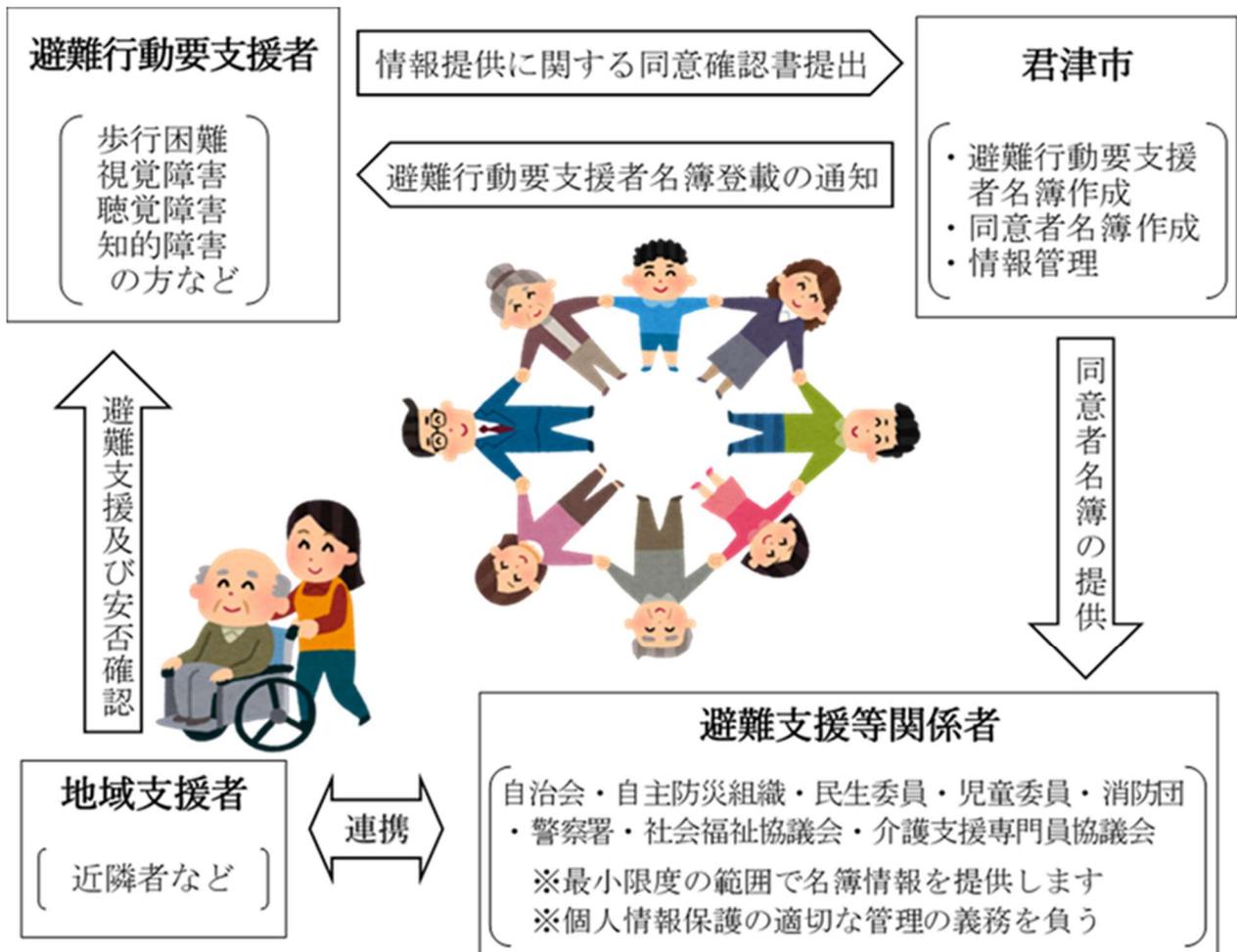
(7) 災害発生時等の対応

- ① 地域支援者は、個別避難計画書に基づいて、身の安全を確保したうえで避難支援活動に取り組みます。
- ② 地域支援者は、避難支援活動実施後、避難支援等関係者に情報提供します。
- ③ 避難支援等関係者で、避難支援活動の情報を共有します。
- ④ 市は、必要に応じて避難支援活動の情報提供を求めます。

(8) その他

- ① 災害の規模などにより避難支援が保証されるものではありません。
- ② 隣近所で助け合う取り組みになりますので、責任を伴うものではありません。
- ③ 要支援者とその家族、地域支援者、避難支援等関係者は、日頃から声を掛け合う関係性を心掛けましょう。

避難支援制度のイメージ図



## 第2章 個別避難計画書作成の手順

### 1 個別避難計画書作成前の打ち合わせ

地域の避難支援等関係者（自治会又は自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団）は、同意者名簿と個別避難計画書（作成前）を受領した後に、打ち合わせを行います。

避難支援等関係者がみんなで協議しながら取り組むことで、特定の方に責任や負担が偏らないようにします。

- ① 地域の避難支援等関係者のリーダーとなる方や情報担当者を決め、別紙「避難支援等関係者連絡票」を作成し、厚生課又は行政センターへ提出する
- ② 避難支援等関係者の連絡網を作成し、お互いに共有する
- ③ 要支援者の避難支援の取組について理解を深める
- ④ 個別避難計画書の確認
- ⑤ 同意者名簿の把握
- ⑥ 各種ハザードマップの確認（洪水、土砂災害、地震、津波等）  
※リスクの高い要支援者から個別避難計画を優先的に作成する
- ⑦ 要支援者の個別避難計画作成の担当者を割り振る
- ⑧ その他

### 2 個別避難計画書の作成

#### （1）要支援者宅への訪問前

- ① 同意者名簿に基づき、要支援者宅へ連絡し、災害時に備え個別避難計画書を作成する旨を伝える。
- ② 要支援者と訪問の日程調整をする。

#### （2）要支援者宅への訪問（1回目）

- ① 個別避難計画書に印字された氏名等の基本情報を確認する。  
※介護認定等の更新時期により、避難行動要支援者該当要件の欄の要件が変更となっている場合がありますので、計画作成時に対象要件を確認します。
- ② ハザードマップで避難の必要性の確認
  - ・洪水・土砂災害・津波等のハザードマップで危険度を把握する。
  - ・危険区域に居住する要支援者は、優先的に個別避難計画を作成する。
- ③ 個別避難計画書の空欄への記入
  - ・要支援者が自ら作成するか、避難支援等関係者が聞き取りにより記入する。
- ④ 地域支援者の確認（近隣者など2名を指定）

- ・要支援者が直接依頼できる場合は要支援者から依頼する。
- ・要支援者が依頼できる人がいない場合は、避難支援等関係者が地域支援者を選出する。(近所の方に相談することを要支援者に周知する)

⑤ 介護状態により専門的意見が必要な場合には介護支援専門員の協力を求める。

※厚生課（５６－１１８３）へご連絡ください

### (3) 要支援者宅への訪問（２回目以降）

① 要支援者及び家族・地域支援者・避難支援等関係者とで、主に以下のことについて記入内容の確認及び協議をする。

ア 気象災害時（大雨警報や台風接近時）の声掛け手段。

- ・数日前からの台風情報に基づき、単身者や高齢世帯には注意の呼びかけをします。
- ・避難が必要な場所に居住する要支援者には、持出品等の事前準備を呼びかけます。

イ 気象災害時の避難誘導のタイミング等。(土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域)

- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する要支援者は、警戒レベル 3「高齢者等避難」の発令が避難開始のタイミングです。

ウ 地震災害時（震度 5 強以上）の安否確認の方法。

- ・震度 5 強以上の場合、家具転倒の可能性がありますので、特に単身者については、安否確認が必要と考えられます。
- ・裏山がある場合や建物の老朽化などの危険性があれば、安否確認が必要になることが考えられます。

エ 避難時の避難先及び移動手段

- ・避難する場合は、指定避難所だけでなく、親族や知人宅、ホテルなども考慮。

\* 指定避難所とは？

指定避難所は、災害発生の恐れがある際に、その危険性がなくなるまで必要な期間避難するほか、災害により家に戻れなくなった場合に一時的に滞在するための施設です。

公民館や小・中学校などが開設されます。(参考資料)

\* 避難経路は？

自宅から避難所・避難場所までの経路を地図で確認しましょう。

危険な場所はありませんか？

エレベーター、非常階段の位置、段差、坂道、道幅、危険な建物など

\* 移動手段は？

誰がどのように避難させるか検討しておきましょう

オ 医療機器等の使用及び避難時の対応（人工呼吸器、胃ろう、ストーマ等）

\* 医療機器等の取り扱いは注意が必要です。

\*特に人工呼吸器を使用の場合は、機材や電源確保について事前に確認しておきましょう。

カ 地域支援者と避難支援等関係者（情報担当）の連絡手段

キ その他の欄に調整や確認事項など記載する。

#### （４）個別避難計画書の完成

- ① 要支援者と地域支援者はコピーをそれぞれ保管する。
- ② 避難支援等関係者は、同意者名簿に地域支援者の連絡先を記入する。
- ③ 計画書の原本は、避難支援等関係者が市へ提出する。  
(要支援者と地域支援者が複写できない場合は市が複写し送付する)

### 3 個別避難計画書の管理等

#### （１）個別避難計画書の管理

個別避難計画書は、重要な個人情報ですので、取扱いに十分注意しましょう。

- ① 計画書の作成に携わった者以外に閲覧させ、又は伝達しないこと。
- ② 個別避難計画書は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ③ 不要となった個別避難計画書は、市役所厚生課に返却ください。

※自ら作成した要支援者等に係る個人情報に関する書類は、避難支援等関係者や地域支援者を辞した際に、細かく刻むなど情報が漏洩しないように廃棄してください。

#### （２）個別避難計画書の確認（年１回確認推奨）

- ① 要支援者、地域支援者は個別避難計画書を、避難支援等関係者は同意者名簿を、地域での防災訓練時等に定期的に確認します。
- ② 個別避難計画書の記述内容に変更が生じていることが確認された場合は、要支援者や地域支援者、避難支援等関係者などが協議し、個別避難計画書を修正します。（要支援者の状況の変化、地域支援者の転居、同居家族の転居など）
- ③ 修正する場合は、計画書に赤字で記入し、要支援者、地域支援者にコピーを提供したうえで市へ提出します。

### 1 災害発生時等の支援

#### (1) 気象災害の場合

- ① 地域支援者は、数日前からの台風情報に基づき、単身者や高齢世帯には注意の呼びかけをします。
- ② 地域支援者は、市からの防災行政無線、君津市メール配信サービス（防災情報）等で入手した避難情報を要支援者に伝達します。（要支援者の特性に応じた手段）
- ③ 地域支援者は、個別避難計画に基づいて、要支援者の避難誘導を開始します。通常は警戒レベル3「高齢者等避難」が発せられたときに避難を開始します。
- ④ 大規模な災害が発生したときは、安否確認をします。

#### (2) 地震災害の場合

- ① 地域支援者は、震度5強以上の地震が発生したとき、要支援者の安否確認を行います。
- ② 地域支援者は、安否確認を行った際に、要支援者の状態や居住家屋の被害状況を考慮し、適切な支援に努めます。
- ③ 地域支援者は、倒壊又はそのおそれがある家屋に要支援者が取り残された場合などには、無理な活動は行わず、消防署又は警察署等に救助要請を行います。

#### (3) 大規模な災害発生時

大規模な災害が発生した際には、災害対策基本法に基づいて、市が避難支援等の実施に必要と判断した場合に限り、本人の同意の有無に関わらず、地域の要支援者全員の名簿を避難支援等関係者に提供し、安否確認等に活用します。

### 2 避難生活時の支援

地域支援者は、要支援者が避難生活となった場合に見守りや情報提供などの支援に努め、避難支援等関係者と情報共有します。

## 第4章 地域で助け合う避難支援体制とするために

「私たちの住んでいる地域から災害による犠牲者を絶対に出さない」という強い意志のもと、多くの地域住民が関わり、地域のみんなで助け合う避難支援活動に取り組みます。

### 1 要支援者（本人・家族）の取組み

- ① 災害による被害をできるだけ少なくするため、可能な範囲で『自助』に努めます。
- ② 日頃から近隣者や地域の方々とコミュニケーションを図ります。
- ③ 家具が地震で倒れないように固定します。
- ④ 廊下や出入り口に物を置かないようにします。
- ⑤ 災害に備え、飲料水、食料品、医療器具、薬、生活用品を事前に準備します。
- ⑥ 自分の住んでいる家の危険性について把握します。
- ⑦ 防災情報の入手に努めます。
- ⑧ 災害時の支援内容を地域支援者や避難支援等関係者と共有します。
- ⑨ 地域の防災訓練や地域の行事への参加に努めます。
- ⑩ 災害規模によっては、支援が必ず受けられるものではないことを理解します。

### 2 避難支援等関係者の取組み

- ① 日頃から要支援者や地域支援者とコミュニケーションを図ります。
- ② 同意者名簿を施錠できる場所で保管します。
- ③ 要支援者の状況に応じた個別避難計画の作成と同意者名簿の定期的な検証に努めます。
- ④ 災害時の避難支援の状況を把握し、必要に応じて市へ情報提供します。
- ⑤ 同意者名簿以外の者で特に避難支援が必要な者の把握に努めます。
- ⑥ 避難支援等関係者や地域支援者と情報共有に努めます。
- ⑦ 地域の避難支援体制の整備と災害時の避難支援状況の把握に努めます。

### 3 地域支援者の取組み

- ① 自らの安全を最大限に確保したうえで、個別避難計画に基づき避難支援活動を行います。
- ② 日頃から要支援者や避難支援等関係者とコミュニケーションを図ります。
- ③ 個別避難計画書は施錠できる場所に保管します。
- ④ 迅速な対応ができるよう、個別避難計画の内容把握に努めます。
- ⑤ 要支援者への声掛けや避難誘導をした際には、遅滞なく避難支援等関係者と情報共有します。
- ⑥ 被災により要支援者が危険な状況にある場合は、近づかずに消防署や警察署に連絡します。

## 第5章 災害の基礎情報

### 1 気象・避難に関する情報

気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、下記のように5段階の警戒レベルにより防災情報が提供されます。

警戒レベル	避難行動等	気象情報等	自治体からの情報
警戒レベル1	最新の防災情報等に留意するなど、災害への心構えを高めましょう。	○早期注意情報	
警戒レベル2	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	○洪水注意報 ○大雨注意報	
警戒レベル3	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、危険な場所にお住まいの方で、避難に時間がかかる高齢者や障害のある方は、避難を開始してください。	○大雨警報 (土砂災害) ○洪水警報	○高齢者等避難開始
警戒レベル4	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、危険な場所にお住まいの方は、必ず避難してください。	○記録的短時間大雨情報 ○土砂災害警戒情報	○避難指示 (全員避難)
警戒レベル5	すでに災害が発生している状況です。	○大雨特別警報	○緊急安全確保

○警戒レベル1→警戒レベル5の順に緊急性や危険性が大きくなります。

※自然現象のため不測の事態等も想定され、計画された避難先に避難する途中で被災することも有り得ることから、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも必要です。

## 2 災害情報・避難情報の周知方法

避難に関する情報等は、市民に以下の手段でお知らせします。

### ○防災行政無線

※防災行政無線の放送内容は、防災行政無線テレホンガイドで確認することができます（放送後30分程度）。

電話番号：0120-49-4133（しきゅう よいみみ）

※警報や緊急地震速報等、Jアラート連動の自動放送については、自動放送後に手入力を行っているため、多少のタイムラグが発生します。

※新しい放送が行われた場合は、上書きされます。

### ○君津市ホームページ

### ○君津市メール配信サービス（登録している方）



← 登録方法はこちらから

君津市メール配信サービス登録用 QR コード →



### ○君津市公式 Twitter

### ○君津市公式 LINE など

## 3 非常時の連絡先・連絡方法の確認

災害時は電話の通話規制が行われます。

災害時に家族や親族と連絡が取れるよう、連絡方法をあらかじめ決めておきましょう。

### (1) 公衆電話

災害時には一般電話や携帯電話より多少かかりやすくなります。

使用の際は、小銭が必要です。

### (2) 災害用伝言ダイヤル 171（NTT）

伝言の録音・再生ができます。

※市外局番を含めた固定電話番号への伝言が対象です。

公衆電話・PHS・固定電話・携帯電話・スマートフォンからの利用が可能です。

**【録音方法】** 171→1→「0000-00-0000」→1→録音（30秒以内）→9

**【再生方法】** 171→2→「0000-00-0000」→1→再生→9

ご注意！

・1伝言あたり30秒以内

- ・ 伝言保存時間は提供終了まで
- ・ 蓄積可能伝言件数は1～20件（災害状況による）
- ・ 20件以上の場合は、古いものから自動消去される

※伝言蓄積数や保存期間等は、災害の状況によって異なります。

### (3) 災害用伝言板サービス（携帯電話各社）

使い方はそれぞれの携帯電話会社ホームページや窓口で確認して下さい。

### (4) SNS

電話の回線が繋がらない時には、LINE やツイッター等の SNS が有効です。

## 4 日頃の備えについて

### (1) 君津市防災ハンドブック

君津市防災ハンドブックをご活用ください。

ダウンロードはこちら 



### (2) 各種ハザードマップをご活用ください。

- ① 君津市洪水ハザードマップ（管理課、危機管理課で配布）
- ② 君津市土砂災害ハザードマップ（管理課、危機管理課で配布）
- ③ 君津市津波ハザードマップ（危機管理課で配布）
- ④ 三島ダムハザードマップ（農林土木課で配布）
- ⑤ 地震ハザードマップ（建築課、危機管理課で配布）

※ 君津市ホームページの「くらしの情報」－「防災・安全」－  
「地震・台風の備え」－「防災リンク集」で閲覧できます。



（君津市防災リンク集の QR コードです）

※ 問合せ先 君津市危機管理課（電話 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 9 0）

### (3) 千葉県の「ちば情報マップ」でも上記（2）の①～③のハザードマップを閲覧できます。



（ちば情報マップの QR コードです）

# 記入例

年 月 日

## 個別避難計画書

君津市長 様

私は、君津市避難  
お届けします。また  
係者（消防機関、民  
門員協議会等）が必

- ・出来るだけ記入可能な項目を記入し作成します
- ・計画書は、要支援者・地域支援者・市が保管します
- ・避難支援等関係者には、緊急時連絡先、地域支援者氏名と避難支援の初動情報の一部を情報提供します

避難計画書を  
避難支援等関  
介護支援専

なお、地域支援者が被災するなど災害の状況によっては、避難支援を受けられないことがあることを理解し責任を問いません。

要支援者番号：

本人署名欄

本人署名

※代理の方が記載する場合はこちらにご記入ください。

代理人署名	フリガナ：	続柄	電話番号
	<b>本人以外はこちらへ署名</b>		

### ● 基本情報

高齢者のみの世帯は✓を記入⇒

ふりがな 氏名	きみつ たろう 君津 太郎		性別	男
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 生	〇〇 歳	血液型	型
住所	君津市久保〇丁目〇番〇号 〇〇		世帯	人
電話（自宅）	濃い色の部分は市保有のデータを印字しています			
電話（携帯）		メール		
自治会区分	自治会			
避難行動要支援者該当要件				
生活状況	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 通所等( )	<input type="checkbox"/> 在宅	主に居る 部屋	寝室の 位置 階

### ● 同居家族等の情報

同一の住居又は敷地内に家族等がいるか（いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> ）←どちらかに✓記入			
支援可能な者	続柄	援助内容	備考（勤務状況など）
		<input type="checkbox"/> 連絡、 <input type="checkbox"/> 荷物準備&運搬、 <input type="checkbox"/> 介助	
日中、夜間、休日に家族がいるか避難支援できるかなども確認します			
		<input type="checkbox"/> 連絡、 <input type="checkbox"/> 荷物準備&運搬、 <input type="checkbox"/> 介助	

● 警戒区域等（ハザードマップ）情報

洪水	<input type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域内 想定最大規模（水深 m ～ m） 計画規模（水深 m ～ m）	土砂災害 （特別）警戒区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外
	各種ハザードマップでリスクを確認します		
津波	<input type="checkbox"/> 津波浸水予測域内 <input type="checkbox"/> 津波浸水予測域外	<input type="checkbox"/> 浸水域外	m)分

● 建物情報

構造	建築年等を確認し、耐震基準や耐震改修工事の有無を確認します		階建て
建設年	年建築	昭和 56 年以前の建築物への耐震改修工事	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

● 情報伝達時及び避難支援時の配慮・留意事項（該当する項目にチェックしてください）

配慮・留意事項	どのように対応して欲しいか（対処方法）
<input type="checkbox"/> 1 立つことや歩行ができない	
<input type="checkbox"/> 2 音が聞こえない	
<input type="checkbox"/> 3 物が見えない	
<input type="checkbox"/> 4 言葉や文が読めない	
<input type="checkbox"/> 5 危険なことを知らせる	
<input type="checkbox"/> 6 顔を見えない	
<input type="checkbox"/> 7 突然の大音量の音	
<input type="checkbox"/> 8 人工呼吸器や酸素濃縮器を使用	
<input type="checkbox"/> 9	
<input type="checkbox"/> 10	

要支援者の特性を理解し、支援する方法や内容を考えましょう  
 「車いす使用」、「大きな声掛け必要」、「白杖使用」、「家族がいないと不安が強い」、「機材の搬送が必要」、「身体介助要する」等  
 ※書ききれない場合は、4 ページ目のその他欄に記載します

● 持出品情報

No.	携行品の情報【(例)〇〇薬・〇日分、〇〇の為の機器】	保管場所	
1	非常用持出袋（非常食品、飲料水、懐中電灯、貴重品、マスク、消毒液、携帯ラジオ、応急医薬品、緊急連絡先ノート、その他）	階	
2	処方薬とお薬手帳	階	
3			
4	災害時に持ち出しやすいように、分かりやすい場所にまとめて保管しましょう		
5		階	
6		階	
7		階	

● かかりつけの医療機関情報

1	病院名	疾患名
2	病院名	疾患名

● 介護支援事業所情報

事業所名	電話番号
------	------

● 日常生活支援相談事業所（障害者）情報

事業所名	電話番号
------	------

● 福祉サービス事業所情報

事業所名	利用頻度
事業所名	利用頻度

本人やご家族に確認しましょう

● 緊急時連絡先（要支援者から連絡先に指定した旨お知らせしてください）

氏名（フリガナ）	住所（※1）	電話番号
(1) 続柄( )		
(2) 続柄( )		

（※1）市内に在住の場合は、大字名を記入ください（市外の方は市町村名）

● 地域支援者情報

私は避難支援等関係者へ情報提供することに同意します（本人自署）

氏名（フリガナ）	住所（大字から）	電話番号
(1)		
なるべく近所の方をお願いしましょう 災害時に避難誘導が必要な場合は、対応できる方をお願いしましょう		
(2)		
続柄( 隣人・知人・親族 )		

☆避難支援の初動情報

連絡方法	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話自宅 <input type="checkbox"/> 電話携帯 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール				
	特記：				
気象	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難（警戒レベル3）で避難 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> （      ）				
	実際の災害を想定して誰が、どのタイミングでどのように連絡を取るか確認しましょう 台風の直撃などの場合は前日までに声を掛け、注意や避難準備を促すよう努めましょう				
地震災害	避難先：			手段：	
	特記：			移動時間：	

●その他

確認事項などを自由に記載ください

完成後の計画書を所持していることを確認します

☆要支援者と地域支援者は、本計画書完成品の複写を所持しているか      している      していない  
 （所持していない場合は市が複写したものを各人に郵送します）

事務処理欄								
受付日：	年	月	日	入力日：	年	月	日	入力者：

避難行動要支援者担当：厚生課      電話0439-56-1183  
 防災担当：危機管理課      電話0439-56-1290

君津市役所厚生課 行（行政センター提出可）

地区名 (自治会又は団体名)	
-------------------	--

## 避難支援等関係者連絡票

当地域の避難行動要支援者避難支援に係る避難支援等関係者の体制については、次のとおりとします。

リーダー	
氏 名	
住 所	
電話番号	
所 属	

情報担当	
氏 名	
住 所	
電話番号	
所 属	

リーダーは、地域の避難支援体制の調整に努めます。  
 情報担当は、災害時に地域支援者からの避難支援状況を収集し情報共有に努めます。  
 所属欄は、自治会又は自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団などを記載します。

(市へ提出不要です)

### 避難支援等関係者名簿

地区名 (自治会又は団体名)	
----------------	--

氏名	連絡先	備考
( )	電話： メール：	

※備考欄に「リーダーは◎」や「情報担当は□」を記入。

※ ( ) は 「自治会又は自主防災組織」「民生委員・児童委員」「消防団」を記入。

## 《参考資料》

### ① よくある Q&A

Q 1：要支援者への支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？

A 1：災害時には、行政も災害対応にあたりますが、行政だけの初動対応には限界があり、過去の大災害において近隣住民による支援が最も有効であることが明らかになっています。行政と地域の皆さんが手を携えつつ、平時から支援体制を整備することが求められています。

Q 2：「避難支援等関係者」「地域支援者」は、どんな責任を負うのですか？

A 2：この取り組みは、地域の助け合いによる活動ですので、法的義務や責任が生じるものではありません。

Q 3：災害の規模により、地域支援者が被災することも考えられます。要支援者の支援や安否確認をする余裕がない場合はどうしたらよいですか？

A 3：まずは、自分や家族の安全の確保を優先してください。そのうえで、可能な範囲での支援をお願いします。

Q 4：受領した名簿等について紛失・漏えい等が発生した場合は、どのような罰則がありますか？

A 4：守秘義務違反に対する罰則はありませんが、故意に名簿情報の漏えいを行った場合などは、要支援者ご本人から損害賠償請求される可能性がありますのでご注意ください。

Q 5：名簿を受け取った時点で、施設に入られている方や亡くなられた方の情報が載っているのですが。

A 5：避難行動要支援者名簿は、毎年2月1日時点の情報に基づき作成しています。その後の状況に対応していない場合があります。

Q 6：配布された名簿に隣の自治会の人の情報が載っているのですが。

A 6：自治会の区分に誤りがある場合は、市役所厚生課へご連絡ください。

Q 7：避難行動要支援者避難支援制度や個別避難計画書の作成方法について、地域で説明会を開いて欲しいのですが。

A 7：市役所厚生課へご連絡ください。その他の防災についての説明会については、危機管理課へご相談ください。

(参考様式①)

## 君津市避難行動要支援者 情報提供に関する同意確認書

君津市長 様

私に係る避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者へ提供することについては、次のとおり回答します。(該当する番号を○で囲んでください)

1. 同意します
2. 同意しません
3. 施設に入所中または長期入院中です (制度対象外)  
(施設名: \_\_\_\_\_) ※退所・退院した場合はご連絡ください。

上記で「1. 同意します」を選択した方は該当する番号を○で囲んでください

1. 支援をお願いできる近隣者や知人がいます
2. 支援をお願いできる人がいません

上記で「2. 同意しません」を選択した方は該当する番号を○で囲んでください

1. 家族の支援がある
2. 知人の支援がある
3. 他人に知られたくない

### 避難行動要支援者情報 (空欄をご記入ください)

フリガナ		性別	生年月日
氏名			
住所		電話番号	
世帯構成	人 (うち65歳以上 人)	自治会名	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入
避難支援等 を必要とする 事由			

年 月 日

### 本人署名欄

※代理の方が記載する場合こちらにご記入ください。

代理人署名欄		続柄	
代理人 電話番号		備考	

※同意された場合は、同意者名簿に登載し避難支援等関係者へ提供します。

(情報の提供先を限定することはできません)

※災害の規模等によっては、地域支援者が被災者となることもあることから、災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するものではありません。

※同意の意思については、変更の申し出がない限り自動継続とします。

※訂正や追加する場合は赤字での記入にご協力ください。

君津市長 様

### 君津市避難行動要支援者名簿登録申出書

私は、災害時の避難行動について、一人で避難することが困難なため、避難行動要支援者名簿に登録し、地域の方から支援を受けたいので、下記のとおり申し出します。

住 所	君津市	電話番号	
ふりがな		性別	生年月日
本人氏名			年 月 日生
避難支援を必要とする理由	(避難することが困難な具体的な状況についてご記入ください)		
下記の分類で近いものに✓してください(複数可)			
<input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 著しい認知症 <input type="checkbox"/> その他 (                      )			

### 本人署名

※代理の方が記載する場合はこちらにご記入ください。

代理人署名		要支援者との関係	
連絡先		その他特記事項	

※申出書提出時に状況を確認できる書類等があれば添付ください。  
※場合によっては、状況を確認させていただく場合があります。

(参考様式③)

避難行動要支援者 同意者名簿

要支援者番号	氏名	性別
生年月日	電話番号	
代理人		
避難行動 要支援者要件		支援者の有無
住所		自治会内
緊急連絡先	氏名 住所 電話番号	(続柄)
地域支援者	氏名 住所 電話番号	
地域支援者	氏名 住所 電話番号	
気象災害の 対応メモ		
地震災害の 対応メモ		
備考		

(参考)

## 指定避難所

### 1 指定避難所一覧

No.	名称	所在地	地区名
1	周西の丘小学校（旧大和田小）	大和田 425	君津地区
2	生涯学習交流センター	久保 2-13-2	君津地区
3	八重原公民館	南子安 9-17-2	君津地区
4	周南小学校	宮下 2-25-5	君津地区
5	生きがい支援センター	糠田 103-1	小糸地区
6	旧秋元小学校	西粟倉 35	清和地区
7	旧三島小学校	正木 149	清和地区
8	老人憩いの家 すえよし	末吉 1068-3	小櫃地区
9	上総地域交流センター	久留里市場 192-5	上総地区
10	松丘コミュニティセンター	広岡 1840-1	上総地区
11	亀山コミュニティセンター	坂畑 321-1	上総地区
12	周西中学校	坂田 560	君津地区
13	旧坂田小学校	坂田 523	君津地区
14	君津中学校	杵師 1-10-1	君津地区
15	南子安小学校	南子安 5-10-1	君津地区
16	外箕輪小学校	外箕輪 1-34-1	君津地区
17	八重原小学校	南子安 9-17-1	君津地区
18	周南中学校	宮下 1-4-1	君津地区
19	小糸小学校（旧中小）	中島 678	小糸地区
20	旧小糸小学校	大井戸 1061	小糸地区
21	小櫃小学校	俵田 1416	小櫃地区
22	神門コミュニティセンター	人見 1462-41	君津地区
23	周西公民館	人見 4-11-21	君津地区
24	君津高等学校	坂田 454	君津地区
25	周西小学校	中野 3-14-1	君津地区
26	周西南中学校	中野 2-30-1	君津地区
27	北子安小学校	北子安 853	君津地区
28	内みのわ運動公園（市民体育館）	内箕輪 1-1-1	君津地区
29	八重原中学校	三直 1305	君津地区
30	貞元小学校	上湯江 1655	君津地区
31	貞元コミュニティセンター	上湯江 1287-3	君津地区
32	周南公民館	大山野 26	君津地区

No.	名称	所在地	地区名
33	君津高等学校上総キャンパス	上 957	小糸地区
34	周東中学校	塚原 120	小糸地区
35	清和小学校（旧清和中）	東日笠 522	清和地区
36	君津青葉高等学校	青柳 48	小櫃地区
37	旧久留里中学校	久留里 474	上総地区
38	上総小学校（旧久留里小）	久留里 474	上総地区
39	旧松丘中学校	広岡 994	上総地区
40	旧松丘小学校	広岡 1000	上総地区
41	旧亀山中学校	坂畑 223-1	上総地区
42	旧坂畑小学校	坂畑 223-2	上総地区
43	旧周西幼稚園	人見 1-5-47	君津地区
44	人見こども園	人見 4-11-28	君津地区
45	久保保育園	台 2-15-16	君津地区
46	南子安保育園	南子安 3-27-1	君津地区
47	内箕輪保育園	内蓑輪 61-1	君津地区
48	上湯江保育園	上湯江 1716-1	君津地区
49	常代保育園	常代 2-15-1	君津地区
50	中保育園	中島 252-1	小糸地区
51	小糸保育園	大井戸 467-2	小糸地区
52	清和保育園	東日笠 515	清和地区
53	小櫃保育園	末吉 437-1	小櫃地区
54	旧福野小学校	怒田 923	上総地区
55	かずさあけぼの保育園	広岡 955-3	上総地区
56	旧香木原小学校	香木原 269	上総地区
57	旧蔵玉小学校	蔵玉 1052	上総地区

## 2 注意事項

- ・小糸公民館・清和公民館・小櫃公民館は、公民館施設の一部において、構造耐震指標（Is 値）の数値が、基準を下回る箇所があるため、耐震対策を行うまでの間、避難所として利用しません。
- ・上総小櫃中学校は、改修工事が完了するまでの間、避難所として利用しません。
- ・開設する避難所の優先順位や最新の状況等については、君津市ホームページで確認してください。



君津市指定避難所一覧

※この取り組みは、隣近所や地域の支え合いの活動となりますので、地域の多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。